

協定項目番号	25 - 07	障害者福祉事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 幼児ことばの教室</p> <p>(2) 障害者福祉施設</p> <p>2 各市町の現行に基づき統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 障害者福祉計画 合併後1年程度で新市における計画を策定。</p> <p>(2) 補装具の給付・修理</p> <p>(3) 日常生活用具の給付・貸与</p> <p>(4) 重度障害者等交通費助成 タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするとともに、対象者の拡大を図る。</p> <p>(5) 特別障害者手当</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 福祉タクシー</p> <p>(2) 障害者援護旅費助成</p> <p>4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 重度心身障害者医療助成 合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。</p>		